

(公開用 会議録原本と一部異なる場合があります)

令和7年

第4回東栄町議会定例会 会議録

(第3日)

令和7年12月18日(木)

令和7年第4回東栄町議会定例会会議録

招集年月日 令和7年12月18日(木) 開議 午前10時00分
散会 午後1時44分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (8名)

<u>1番 岡田浩二</u>	<u>2番 佐々木一也</u>
<u>3番 浅尾もと子</u>	<u>4番 櫻井孝憲</u>
<u>5番 伊藤真千子</u>	<u>6番 西谷賢治</u>
<u>7番 村本敏美</u>	<u>8番 加藤彰男</u>

不応招議員 なし

出席議員 (8名)

<u>1番 岡田浩二</u>	<u>2番 佐々木一也</u>
<u>3番 浅尾もと子</u>	<u>4番 櫻井孝憲</u>
<u>5番 伊藤真千子</u>	<u>6番 西谷賢治</u>
<u>7番 村本敏美</u>	<u>8番 加藤彰男</u>

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	村上孝治	副町長	伊藤克明
教育長	岡田守		
総務課長	伊藤太	会計管理者兼税務会計課長	藤田智也
生活環境課長	伊藤仁寿	福祉課長	亀山和正
経済課長	佐々木豊	建設課長	原田経美
教育課長	青山章	診療所事務長	高尾公彦

公務による欠席者 なし

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 加藤寿基

令和7年第4回東栄町議会定例会議事日程

出席議員の報告

議事日程の報告

- 日程第 1 委員長報告
- 日程第 2 議案第 65号 東栄町簡易水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第 66号 東栄町下水道条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第 67号 東栄町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 68号 東栄町介護予防等拠点施設設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 69号 東栄町食生活支援センター設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 70号 東栄町保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 71号 東栄町滞在型健康づくり宿泊施設とうえい健康の館設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 72号 東栄町交流促進センター設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 73号 東栄町使用料及び手数料条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 74号 東栄町バンガロー設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 75号 東栄町森林体験交流センター設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 13 議案第 76号 東栄町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 14 議案第 77号 東栄町保育所設置条例の一部改正について
- 日程第 15 議案第 78号 令和7年度東栄町一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第 16 議案第 79号 令和7年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 17 議案第 80号 令和7年度 東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 18 陳情第 10号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書
- 日程第 19 陳情第 11号 医療現場の危機打開に向けた財政支援を求める意見書の提出に関する陳情
- 日程第 20 陳情第 12号 介護・障害福祉分野における処遇改善と公的支援の強化を求める意見書の提出に関する陳情
- 日程第 21 陳情第 13号 保育士・学童保育支援員の処遇改善に関する陳情

- 日程第 2 2 陳情第 1 4 号 臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書提出の陳情
- 日程第 2 3 議案第 8 1 号 令和 7 年度東栄町一般会計補正予算（第 9 号）について
- 日程第 2 4 議案第 8 2 号 令和 7 年度東栄町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 2 5 議会運営委員会の閉会中の継続審査について

----- 開 会 -----

議長（加藤彰男君）

ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は 8 名です。定足数に達しています。

----- 議事日程の報告 -----

議長（加藤彰男君）

はじめに本日の議会運営並びに議事日程について議会運営委員長から報告をお願いいたします。

議会運営委員長。

議会運営委員長（岡田浩二君）

議会運営委員長報告。本定例会の本日の議会運営について 12 月 15 日に議会運営委員会を開催しましたので報告させていただきます。本日の案件は委員会付託された議案 16 件、陳情 5 件、本日上程される議案、2 件そして継続審査申出 1 件であります。日程第 1、委員長報告は従来のおりです。議案審議につきましては、配布してあります議案審議一覧表のおりです。日程第 2、議案第 1 号から日程 17、議案第 80 号の議案 16 件は、討論、採決と 1 件ごとに行います。日程第 18、陳情第 10 号から日程第 22、陳情第 14 号につきましても、討論、採決と 1 件ごとに行います。日程第 23、議案第 81 号と日程第 24、議案第 82 号は一括で上程した後 1 件ごとに質疑、討論、採決を行います。日程第 25 号は議会運営委員会の閉会中の継続審査の申し出となっております。本日も議会運営にご協力のほどよろしく願いをいたします。以上でございます。

議長（加藤彰男君）

ただいま議会運営委員長から報告がありました議事日程により進めますので、よろしく願いいたします。

----- 執行部からの発言 -----

議長（加藤彰男君）

これより議事に入りますが、その前に執行部から発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

町長（村上孝治君）

改めまして皆さんおはようございます。本日未定稿ではありますが、水道料金の改定についてということで、今日議会最終日ですのでお配りさせて頂いたところであります。12月25日に今年度、今年ですか最後の区長会がございますが、その場で説明をさせて頂きたいというふうなことを思っておるところでございます。まだ数字等がですね、ちょっと誤り等があるかもしれないかもしれませんが、そういう状況の中で未定稿とさせて頂いております。ちょっと、作成した状況の中でいま現在間違ったところ見つけておりますので、もしこの数字を使われるようでありましたら、また確認してお願いしたいと思っております。すみません、今見つけたところだけちょっと訂正をお願いしたいところがありまして、1ページ目の3の令和8年4月からの改定というところがございますが、例えばというところがございますが、1ヶ月10^m使用した場合現在の1,000円程度とありますが、これは1,190円です。その後1,100円程度の値上げとなりまして、2,320円となる見込みであるというふうにお願いできたらと思っております。それからもう1点だけ直して頂きたいところがございますが、5ページの2の次世代へのつけを回避する責任というところがございますが、そのポチの2つ目の東栄町水道運営協議会とありますが、すみません、これ正式な名称は東栄町簡易水道委員会でありますので、すみません、ちょっとご訂正をお願いします。そういうことございましてまた未定稿ではありますが、背景それから具体的なリスク、それから8市町村の状況、それから今後の広域化の問題などを含めて簡潔にまとめたものでありますので、お願いしたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。以上です。

議長（加藤彰男君）

今の部分ですと確定稿で改めて議員の方には届けるということで、現在の状況の説明ということだと思います。

それでは次にいいですか。

続いて生活環境課長。

生活環境課長（伊藤仁寿君）

はい。委員会の方でありました浅尾さんの、最終日に報告、答えさせていただきますという質疑です。まず簡易水道の方からですが、過去10年間の決算額と有収率という事で、簡易水道の方ですね、平成27年が9,833万8,463円、平成28年が1億2,854万8,224円、平成29年が318万5,414円、平成30年が265万6,198円、令和元年が363万5,040円、令和2年が1,392

万 1,060 円、令和 3 年が 2,177 万 3 千円、令和 4 年が 2,756 万 5,859 円、令和 5 年が 2,747 万 3,302 円、令和 6 年が 1,643 万 1,450 円で総計が 3 億 4,352 万 8,010 円です。次に有収率ですが平成 27 年が 55.02%、平成 28 年が 55.33%、平成 29 年が 39.70%、平成 30 年が 58.08%、令和元年が 55.76%、令和 2 年が 44.65%、令和 3 年度が 41.32%、令和 4 年度が 30.76%、令和 5 年度が 39.88%、令和 6 年度が 40.33%です。次に水道料金の算定容量が需用家費など基本料金に配布すべきとしている費用などということですが、費用としましては需要家費が 285 万 6 千円、固定費が 4480 万 6 千円、変動費が 713 万 1 千円です。配分基準準備料金の配布基準ですが、特に町として定めたものはございませんが、基本的な考え方に沿って行っております。次に下水道の方ですが、とうえいより大きい水量のものは何件あるかという事で 1 件です。下水道事業の不明水対策 10 年間のということですが、平成 27 年が 50 万 4 千円、少し飛びまして令和 2 年が 8 万 5,800 円、令和 3 年が 126 万 5 千円、令和 5 年が 105 万円です。有収率になりますが、平成 27 年が 71.05%、平成 28 年が 75.33%、平成 29 年が 76.03%、平成 30 年が 66.68%、令和元年が 68.44%、令和 2 年が 62.52%、令和 3 年が 66.07%、令和 4 年が 62.17%、令和 5 年が 64.04%、令和 6 年が 61.07%です。最後に農業集落排水の 10 年間のということですが、農業集落排水の方は不明水対策事業を行っておりません。有収率につきましては、平成 27 年が 92.90%、平成 28 年が 93.21%、平成 29 年が 83.14%、平成 30 年が 76.93%、令和元年が 78.55%、令和 2 年が 75.18%、令和 3 年が 74.02%、令和 4 年が 76.92%、令和 5 年が 75.13%、令和 6 年が 76.90%です。以上です。

議長（加藤彰男君）

続いて福祉課長。

福祉課長（伊藤輝美君）

委員会の時に浅尾議員の方から質問がありました東栄町保健福祉センター設置及び管理に関する条例の一部改正について、町長が特別な理由があると認めるときは使用料を減免することができる、どういう場合かというご質問だったと思いますが、4 つありますので読み上げさせていただきます。1 つ目が町が主催又は共催して行う会議、事業等のために使用するとき。2 つ目が町内の小中学校が児童生徒の教育目的のために使用するとき。3 つ目が町長が公益上特に必要と認めるとき。4 つ目が町が構成団体の一員となった会議等のために使用するとき減免の対象となります。以上です。

議長（加藤彰男君）

次に教育課長。

教育課長（青山章君）

はい。教育課長。委員会時に佐々木議員よりご指摘頂きました議案第 75 号につきまして、修正したものを配布させて頂きましたのでよろしくお願ひいたします。申し訳ございませんでした。

----- 委員長報告 -----

議長（加藤彰男君）

はい、議事に入ります。はじめに日程第1、委員長報告を行います。委員会に付託しました議案の審査が12月15日の常任委員会において行われました。審査結果につきまして委員長の報告を求めます。

常任委員長。

常任委員長（伊藤真千子君）

それでは報告させていただきます。東栄町議会常任委員会の委員長報告をさせていただきます。12月15日月曜日午前10時から常任委員会を開催しました。出席者は議会側委員全員と議長、執行部より町長、副町長、教育長はじめ担当課長、課長補佐、係長の出席をいただき慎重審査を行いました。本委員会には、議案第65号東栄町簡易水道事業給水条例の一部改正について、議案第66号東栄町下水道条例の一部改正について、議案第67号東栄町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第68号東栄町介護予防等拠点施設設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第69号東栄町食生活支援センター設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第70号東栄町保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第70号東栄町滞在型健康づくり宿泊施設とうえい健康の館設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第72号東栄町交流促進センター設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第73号東栄町使用料及び手数料条例の一部改正について、議案第74号東栄町バンガロー設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第75号東栄町森林体験交流センター設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第76号東栄町国民健康保険条例の一部改正について、議案第77号東栄町保育所設置条例の一部改正について、議案第78号令和7年度東栄町一般会計補正予算第8号について、議案第79号令和7年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算第3号について、議案第80号令和7年度東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算第2号について、陳情第10号介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情、陳情第11号医療現場の危機打開に向けた財政支援を求める意見書の提出に関する陳情、陳情第12号介護、障害福祉分野における処遇改善と公的支援の強化を求める意見書の提出に関する陳情、陳情第13号保育士、学童保育支援員の処遇改善に関する陳情、陳情第14号臓器移植にかかわる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備などを求める意見書の提出の陳情、以上の16議案と陳情5件の合計21件が付託されました。委員会審査の結果、議案第80号については全会一致。議案第65号、第66号、第67号、第68号、第69号、第70号、第71号、第72号、第73号、第74号、第75号、第76号、第77号、第78号、第79号の15案件は賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。次に、陳情第10号から第14号の陳情5案件はそれぞれ採択と不採択の意見があり採決を行ったところ、すべての陳情とも不採択と決しました。

以上が審査結果であります。なお本委員会は議員全員で構成され全員が出席していますので、質疑、討論などの詳細は省略させていただきます。以上で常任委員会の委員長報告を終わります。

議長（加藤彰男君）

委員長の報告が終わりました。これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり。）

以上で委員会の報告を終了いたします。

----- 議案第 65 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 2、議案第 65 号「東栄町簡易水道事業給水条例の一部改正について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

佐々木議員。

2 番(佐々木一也君)

はい、反対討論です。2 番佐々木一也です。議案第 65 号、東栄町簡易水道事業給水条例の一部改正について反対の立場で討論します。まず、過疎化や人口減少、施設の老朽化、維持管理費増大といった現状を踏まれば料金改定が必要であるということは理解します。水道事業を持続可能にするために一定の負担増は避けられないという点についても、私も否定するものではありません。しかし、今回の改正案は公平性の観点から納得できない部分はいくつかあります。1 つ目は従量制の料金区分についてです。今回の改正では、これまで 10 m³まで定額であった制度を改め 1 m³から使用料を発生させる従量制に移行することが提案されています。これは節水意識を高める有効な仕組みであり方向性としては評価します。しかしながら、その料金区分がわずか 3 段階しかなく、豊根村の 4 段階、東三河の他の市の 5 段階や 6 段階と比べると不十分です。使った分だけ料金を取るという従量制の趣旨を徹底するのであれば、たくさん水を使う場合の料金区分を増やし、より公平な負担を求めるべきです。2 つ目は料金比率についてです。本町の料金体系案をみると 10 m³までの料金は税抜き 100 円で、10 m³までの料金が 100 円という、この 3 桁となるのは東三河で本町のみです。東三河の多くの自治体では 10 m³までの料金を二桁台に抑えており、近くの豊根村では税抜き 50 円としています。その代わりに 11 m³から 20 m³までの料金を約 2 倍としています。この金額比率は節水を働きかけるにも有効であり住民にとっても理解しやすいしくみだと思います。ところが本町では 11 m³から 20 m³までの料金が 1.4 倍に留まっており、負担の公平性が十分に確保されているとは言えません。3 つ目は配管の太さに応じた口径別料金の設定についてです。今回の改正では配管の太さに応じた料金は微増に留まっております。他市町村では管径が太くなるほど部品費や維持管理費、漏水リスクが高まることから料金をしっかりと引上げています。例えば 13mm の配管径の口径別料金を据え

置いて、その他の口径別料金を豊根村と同等まで引上げた場合を計算してみたところ、改正案で算出される口径別料金の合計と同程度の料金となりました。他の自治体の状況を確認したり、配管が太いことによるリスクなどももう少し細かく拾い上げたりして口径別料金を設定することで一番多くの町民が利用している 13mm 配管の基本料金を下げた上で収入を確保することも可能です。今回は定額従量制を廃止して従量制を導入しようとしていますので、基本料金を少し下げることで町民の不満を和らげることもできるのではないかと考えます。以上、今回の改正案の値上げをするという理由そのものを否定するものではありません。しかし、公平な負担という原則に立ち返れば従量制区分の再検討や料金比率の是正、口径別料金の見直しが不可欠です。住民に納得頂ける料金体系を構築するためにも改正案に賛成出来ませんので反対いたします。

議長（加藤彰男君）

反対討論がありました。賛成者の討論ありますか。

岡田議員。

1 番(岡田浩二君)

東栄町簡易水道事業給水条例の一部改正につきまして賛成の立場から討論をいたします。本町の水道事業は地域の暮らしを支える極めて重要な公共インフラであり、安全で安定した水の供給は行政の最も基本的な責務と言えます。しかしながら近年の物価、資材価格の高騰、電気料金の上昇などにより維持管理に係る経費は確実に増加しており、現行料金では日々の運営費を賄うのが精一杯の状態が続いております。一見すると会計上のキャッシュフローには余裕があるように見える年度もありますが、実態は借入金によって不足分を補う構造が固定化しており、将来の施設更新に必要な積立が十分に行えない状況にあります。このまま料金改定を先送りすれば老朽化した施設の更新が遅れ、結果として大きな事故や長期断水につながるおそれがあります。水道という最も重要なライフラインを守るためには必要な時期に必要な財源を確保することが不可欠であります。今回の料金改定は住民の皆さんに一定のご負担をお願いするものであり、私自身も軽々に賛同できるものではございません。しかしながら将来を見据えた時、この改定は負担増ではなく地域の水道を守るための最低限の投資であると判断いたします。もし、今適切な見直しを行わなければ、数年後にはより大きな負担が町民にのしかかることは明らかであり、将来世代に責任を先送りすることになります。また今回の改定では使用量に応じた段階的な料金体系にすることにしており、水を多く使う家庭と少ない家庭との負担のバランスにも配慮されております。限りある資源を大切に使うという観点からも一定の合理性を備えた制度改正であると考えます。なお本議案に関して水道料が最大で約 2 倍になる小口な利用者が不利で大口利用者が有利になるなどの点のみを強調した説明を一部でなされ、町民の皆さまに過度な不安を与えかねない状況も見受けられます。確かに使用水量や区分によっては改定率が大きく見える場合があることはこれは事実であります。その点を否定するものではありません。しかしながら、今回の改定は東栄町の水道事業の長年抱えてきた更新投資不足や将来負担の先送りという構造的課題に正面から向き合い、持続可能な運営へ転換するためのものであり

ます。他の自治体との単純な料金比較や特定の使用区分のみを切り取った議論では、事業全体の自体が将来リスクは正しく伝わりません。町民の皆様にとって重要なのは、今いくら上がるのかこれだけではなく、水道というライフラインを将来にわたって安全に維持できるかどうかであり、その観点から見れば今回の見直しは必要性和合理性を備えた判断であると考えます。以上の理由から本条例の改正案は本町の水道事業を将来にわたって持続可能なものとするために必要不可欠な措置であり、町民の暮らしを守るという観点からは私は賛成いたします。

議長（加藤彰男君）

他に反対者の討論はありますか。

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子でございます。議案第65号、東栄町簡易水道事業給水条例の一部改正についてに反対の立場で討論を行います。本議案は令和8年4月から水道料金を平均して41%、総額で2,030万円値上げを行う議案であります。この案では大口の利用者には3割程度の値上げとなる一方で、口径が13mmの小口利用者には月に水道代10m³を使用した場合で現行の料金月額税込みで1,309円から2,552円へと実に94.9%もの大幅な値上げとするものです。今年の夏、新城市の水道料金が愛知県で一番高い、東海3県で最も高いと報じられましたが、東栄町の値上げ後のこの事例においては新城市の水道料金を上回り、また東海3県で最も高い料金となる恐れが出てきました。町は今回の値上げの建付けを3つにわけております。1つは基本料金をそれぞれ143円から209円の幅で値上げするもの。2つ目は月10m³まで従来は追加料金がかからなかった基本水量制を廃止すること。3点目は3段階の逦増性の従量制による水道料金1m³あたりの料金の値上げであります。新たな料金体系は小口の利用者には東三河の8市町村で最も高額な料金となりますが、一方大口利用者には東三河で最も安い料金となる不公平なものだということが明らかになっております。私からは以下6点指摘し反対したいと思えます。まず1点目基本料金についてです。実態に合わない口径別基本料金という事です。値上げ後の基本料金は最も小さい口径13mmで税込み月額1,452円、一方で最大口径50mm以上の区分では2,486円、その差は1.7倍開きがございます。基本料金とは使ったお水の水量にかかわらず必ずかかる料金です。一度に大量の水を流せる大口径の契約は維持費がかかるとされ、東三河のほとんどの市町村では口径の大小によって基本料金に10倍から787倍まで大きな差を付けて料金を設定しています。口径75mmの大きさといたしますと、基本料金の月額是新城市で74,954円、田原市で68,057円など高額になりますが、それに対して東栄町では2,486円に過ぎません。町は今回基本料金の値上げによって水道メーターの使用料月額税込み77円の徴収を再開すると言います。各世帯で使用水量を計測するために設置された水道メーター、計量法で8年毎の交換が義務付けられております。このメーターの取得価格は口径によって大きく異なるため各市町村は基本料金の中にその額を反映させております。町によりますと町が各世帯に設置している水道メーターの価格は13mmでは税込み3,245円、75mmでは11万円あります。取得価格にこれだけの差があるにも関わらず全口径で一律の料金とすることに私は納得ができ

ません。なぜならば一律 77 円を徴収することで、町が 8 年間に回収することが出来る 1 件当たりの使用料は 7,392 円となり、30mm 以上の口径のメーターの取得価格に達しないからです。つまり町は今回全体の 9 割を占める 13mm の利用者からはメーター取得価格の 2 倍以上の金額を徴収し、一方で 75mm の利用者からは必要額の 10 分の 1 の負担さえも求めないことになるのです。令和 7 年 2 月時点の水道利用件数、町の資料では 1,671 件あったそうでございます。小口 13mm から 25mm の利用件数は 1,638 件、実に 98% です。一方大口と言えるでしょうか、35mm から 75mm は 33 件、わずか 2 割弱でございます。私は今議案は全体のわずか 2% の大口利用者のメーター更新費用 98% の小口利用者に肩代わりさせる不公平な料金設定を含むものと考えます。2 点目は従量料金についてです。新たな従量料金は生活者への配慮に逆行するということをお話します。町は基本水量を廃止して新たに月 1 から 10 m³ までの使用水量に対して従量料金 1 m³ あたり税込込みで 110 円を課します。私の試算では 8 m³ までの小口利用料金は東三河の 8 市町村で最も高額となります。一方、3 段階の従量料金は使用水量を 21 m³ で頭打ちとなります。そのため他の市町村が 5 段階や 6 段階の従量料金を設定して大口の利用者の料金を高額に課しているのに対して、東栄町の料金は使用水量の増加とともに相対的に安くなっていき、101 m³ 以上では 8 市町村で最も安い価格となります。住民生活に必要な最小限の水量に対して高額な価格を設定することは水道法第 1 条、正常にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。この文言に抵触すると思います。続いて 3 点目、大口優遇は加入負担金まで徹底されているという問題です。町はこの値上げ案に水道を自宅や事業所に新たに引き込む、メーターを設置する際に徴収する加入金の改定を盛り込みませんでした。しかし、東栄町の加入金は口径 13mm では 22 万円かかります。東三河の市町村の中で設楽町と並ぶ最高額となります。一方 75mm では 108 万円で、料金設定を設けている市町村の中で最も安い金額となっています。基本料金から従量料金、加入金に至るまで小口の利用者を冷遇し大口の利用者を優遇する姿勢が徹底されております。町は私の質疑に対して、使用水量が月 31 m³ 以上の負担について重くしても件数が少ないことから、料金回収率 50% の目標に対して回収できる方法をとったもので大口を優遇するものではない、との旨の答弁をしましたが、しかし、近隣市町村に比べて大口利用者の料金をことさらやすくする理由について説得的な説明はありませんでした。本日議会の冒頭で配られた未定稿といった資料ですね、町長から説明頂いた資料の中にも次のように書かれております。これまでは全国的に稀な安さを維持してきましたが、今後の水道インフラを維持させるためには大きな転換期を迎えたと言えます。現在の安さを維持することは将来の安全の水の供給と町全体の行政サービスを犠牲にするという、非常に大きな代償を伴うこととなります。このように書きながら、しかし、大口利用者については未だに安いままの料金を保とうとしています。4 点目は町民生活への配慮です。減免措置なし、激変緩和措置なし、住民生活を考慮していないというです。愛知県内で最も 1 人当たり住民所得が低い東栄町、4 割が非課税世帯であると伺っております。高齢化率は 5 割を超え世帯総数の 24% が一人暮らしの高齢者であり、また 21% が高齢者夫婦世帯、高齢者のみの世帯は少なくとも 46% を占めます。今回の値上げで最も打撃を受けるのは世帯人数の少ない方であり、これらの層が大変な負担を強いられるという事です。また給料など収入の増加が見込めない年金生活の高齢者世帯また生活保護や児童福祉手当の受給世帯など、苦しい立場

におられる方々にとって極めて深刻な影響となるものです。値上げ後の口径 13mm10 m³の場合の上下水道料金は現行の税込み月額 3,069 円から 5,742 円に増額され、年間の負担額は 68,904 円となります。つまり国民年金 1 か月分が吹き飛ぶ金額となっているわけです。私は今町内で灯油代や電気代の高騰を受けて暖房をつけることさえ我慢している方々のお顔が浮かびます。この方々の暮らしがどうなるのか胸が絞めつけられる思いです。町が大口の利用者に大分の負担を求めるならば、これほどの値上げは回避することができたはずです。私は一般質問と常任委員会で他の自治体が行っている所得状況などによる減免措置や急激な値上げを避ける激変緩和措置を紹介し実施を繰り返し求めました。しかし町はそれさえも否定しました。私は単的にいって血も涙もない弱い者いじめの政策判断だと評価するほかありません。5 点目、有収率 4 割の異常、町の努力負担という点でお話します。簡易水道の令和 6 年度の有収率は 40.33%でありました。町が生産した水道水の 6 割が漏水によって流出しているという異常事態です。水道管の耐震化率は 18.9%であり、災害対応の上でも重大な懸念があります。町は令和 7 年 3 月水道管路更新計画を更新し、令和 8 年度から 35 年度までに総額 26 億 7 千万円をかけて総延長の 2 割となる 28,841m の管路更新を計画しております。村上町政 10 年間経てようやくこのような事業化に至ったことは、町が保育園、ひだまりプラザなど 26 億円ものハコモノ事業に邁進する陰で住民の生活に欠くことのできないインフラ整備をいかに後回しにしてきたかが現れています。町は今議会で令和 8 年度の予算編成に向け各課に令和 7 年度当初予算額の充当一般財源ベースで 10%もの歳出削減を指示しているということを明らかにしました。これまで過去最大規模の予算決算を繰り返してきた放漫財政が一辺して緊縮財政に移行するのです。町が自らの責任への反省もなく値上げによって町民へ多額の負担を強いることは許されません。最後 6 点目、民主的手続きを欠くまちづくり基本条例違反という事でお話したいと思います。町は 12 月 15 日の常任委員会までに、この値上げ案について町の広報、住民説明会、ホームページでの情報提供、パブリックコメント、アンケートなどにより町民に対する説明を行いませんでした。私の要望を受け本日、今朝ですね、町のホームページの生活環境課の組織別メニューの中にこっそりですね、この情報議会にも配布された水道料金の値上げの説明資料が追加されていることを発見しました。しかし新着情報に載っておらず町民の目に留めるといふ事は難しいと思うんです。このように知らせるといふのか知らせないといふのか、そのような情報公開のあり方が問題だと思うんです。この案についてはですね、町は区長などを委員とする簡易水道委員会の傍聴、これを私の求めに対して認めませんでした。議事録も公表していません。さらに町は 10 月 14 日の議会全員協議会でこの値上げ案を議員に説明したものの、会議終了に資料を回収するという異常な行動に出ました。町民に情報を共有するどころか徹底して町民に知らせることを遅らせてきた、隠してきたのが町の姿勢であります。この案の内容を私が町民の皆様にお知らせしますとある方は、こんな案出す方もよく出せるな 恥ずかしくないのかと、またある方は、議決前に町民にしっかり説明するべきだと憤っておられます。このような声をたくさん伺っております。このように値上げ案はその検討過程も町民に公開せずまた説明もせず議決するという事になります。町民と意見交換を行い町の方針を作成することを定めたまちづくり基本条例に明確に違反しています。私たち東栄町議会議員にはこのまちづくり基本条例への遵守

義務があります。町民との意見交換、町民の意見を踏まえることなく本議案を議決する資格がないことを申し添えまして反対討論といたします。

議長（加藤彰男君）

次に賛成者の討論はありますか。

村本議員。

7番(村本敏美君)

7番村本敏美でございます。議案第65号、東栄町簡易水道事業給水条例の一部改正についての賛成の立場で討論をさせていただきます。先ほど配られました未定稿の資料によりますと水道料金の改定というのは約20年ぶりという事で、14年前にメーター使用料70円が廃止をされております。それまで新城北設地方で最も安い料金で町民の皆様がご利用されてまいりました。値上げにつきまして賛否両論あることは充分承知をしております。今回の条例改正は給水事業をより適正かつ効率的に行い人口減少や東栄町の地形にあった施設の改定、それから施設の老朽化、財政難といった課題に対する持続可能な事業の運営のためには、町民の皆様方に相応の負担をお願いしなければならないなというふうに思っております。負担額に対する町民の皆様のご意見は様々でございます。私も町民の皆様方の声をしっかり聞いております。その中でも20年間も料金の改定が行われてこなかった、安い水道料金で暮らせてきたその恩恵を受けてきたという声も聞いております。今回の改定は致し方ないなというような声も聞いております。これからも安心安全な命の水を町民の皆様へ届けていけるよう努力をしていくことが大切と思い、今回の条例には賛成の立場で討論をさせていただきました。

議長（加藤彰男君）

以上で討論を終わります。

これより議案第65号の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。原案のとおり本案を決することに賛成の議員の起立を求めます。

着席してください。

反対者の起立を求めます。

着席してください。

賛成者の起立4名反対者の起立3名、賛成多数と認めます。

よって議案第65号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第66号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第3、議案第66号「東栄町下水道条例の一部改正について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論はございませんか

佐々木議員。

2番(佐々木一也君)

2番佐々木一也です。議案第66号、東栄町下水道条例の一部改正について反対の立場で討論します。まず簡易水道事業と同じく人口減少や施設の老朽化、維持管理の増大といった現状を踏まえれば、こちらの方の料金改定そのものが必要であるということは理解をいたします。事業をですね、継続するために一定の負担増が避けられない、この点についても否定するものではありません。しかし、今回の改正案は公平性と住民理解の観点から看過できない課題があります。第1に従量制の導入に伴う料金区分についてです。これまで10 m³までは基本料金のみであった制度を改め、今回の改定では1 m³の使用から税抜き120円を使用料として支払う必要が生じます。従量制を導入する方向性そのものは理解できますが料金区分がわずか3段階しかなく、排水量が増えるほど負担が重くなるしくみが十分に設けられていません。従量制を導入するのであれば使用量が増えるほど段階的に料金が上がるように区分を拡充すべきです。第2に料金設定の前提についてです。下水道料金は基本的に上水道の使用量をそのまま排水量とみなして計算されています。しかし実際にはすべての水が下水に流れるわけではありません。自動車を洗ったり畑や花壇に水をまいたり生活の中で下水に入らない利用も少なくありません。これまでは10 m³までは基本料金のみであったためその分が下水に入らない水の利用にあたるのだらうという理解でいました。ところが今回の改正では、1 m³から使用料が必要となり、下水に流れない水にまで料金が課せられる形となります。もし1 m³から料金を設定するのであれば、東三河の他の自治体のように10 m³までの料金を低く抑えるなど、住民が納得できるしくみを整える必要があります。この工夫を欠いたままで住民の理解を得ることは難しく不公平感を生むおそれがあります。以上、今回の改正案を値上げそのものを否定するものではありませんが、公平な負担という原則に立ち返れば簡易水道の料金改定と同じく従量制区分の再検討や料金設定の前提の見直しが不可欠です。住民に納得頂ける料金体系を構築するためにも改正案には賛成できませんので反対いたします。

議長(加藤彰男君)

反対の討論がありました。賛成の討論ありますか。

岡田議員。

1番(岡田浩二君)

東栄町下水道条例の一部改正について賛成の立場から討論をいたします。下水道事業は生活排水を適切に処理し河川や自然環境を守るとともに、町民の衛生的で安心な暮らしを支える極めて重要な社会基盤であります。特に本町のような中山間地域においては生活環境の維持そのものが定住や地域の持続性に直結する課題であります。一方で施設の老朽化対策や電気料金、資材価格の上昇などにより下水道事業を取り巻く経営環境はますます厳しさを増しており、将来にわたって安定的に事業を継続していくためには一定の負担の見直しを避けて通ることはできません。仮に現行の使用料を、これは料金の方ですね、料金を維持したまま対策を先送りす

れば必要な更新投資が滞り、結果として突発的な故障や多額の修繕が将来世代に重くのしかかる恐れがでます。これは責任ある行政運営とは言えないと私は考えます。今回の条例改正は町民の皆様にご負担をお願いするものではありませんが、下水道という不可欠なインフラを将来にわたって安全に維持するためのやむを得ないかつ必要な判断であります。短期的な負担の増減だけでなく将来にわたって安心して暮らせる生活環境を守れるかという視点に立てば、本改正は合理性と妥当性を備えたものであると判断いたします。以上の理由から本条例改正案に賛成するものであります。以上です。

議長（加藤彰男君）

以上で討論を終わります。

反対討論ですか。

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子でございます。議案第66号、東栄町下水道条例の一部改正について反対の立場で討論いたします。令和8年4月から下水道使用料を平均31%総額1,060万円も値上げする議案であります。値上げ案の建付けは水道と同じく3点。1、基本料金を税込み月額1,760円から1,870円へ110円値上げをすること。2、月10^mまでは追加料金がかからなかった従来の基本水量制を廃止すること。3、3段階の逦増性の従量料金による使用水量1^mあたりの料金の値上げであります。下水道を月10^m使用する場合、現行の月額1,760円から3,190円へ実に1,430円もの値上げとなり、その値上げ割合は81.2%となります。この額は東三河の下水道事業を行う7つの自治体の中で最も高い額となります。一方1,000^mを使用する場合には、私の試算ではありますが3番目に安い額となります。水道に続き下水道事業においても小口の利用者に高く、大口の利用者には安くという町の考え方が完結されております。私は小口になぜこれだけ高い料金を課すのか、また人口減少や高齢化、乏しい財政力といった不採算地域の条件を持つ東栄町にあって、なぜ大口利用者へのサービスを豊橋市や豊川市など規模が大きい自治体よりも安く提供するとするのか、そのからくりを明らかにし以下反対したいと思います。まず1点目、小口利用者には8割の値上げ大口利用者にはわずか1割値上げの不均衡ということです。東栄町の下水使用料1^mあたりの従量料金は現行では11^m以上で一律の187円ですが、値上げ後には3段階の逦増性の料金傾斜を設けます。すなわち大口の利用者になるほど1^mあたりの下水使用料が高くなっていくものです。しかし、第1段階が1から10^mの132円、第2段階が11から20^mの187円、第3段階が21^m以上であっても209円安く抑えられ、また上限となる水量が21^mと大変低く抑えられております。最小区分と最大区分の段階の逦増度は水道と同じく1.5倍であります。第3段階は現行料金の187円から月額わずか22円の値上げ、率にして11%の増額に過ぎないのです。東三河の自治体では下水道未実施の豊根村や一律の従量料金を採用している設楽町以外の5市が5から8段階の料金を設定しその逦増度は最大30倍に及びます。下水使用料が増えるほど利用料が大きく増える設計になっています。しかし東栄町では重ねて言いますが逦増度は1.5倍、極端に逦増度を低く設定することで、ほ

とんど効果が見られないのが東栄町の特徴であります。2点目、使用料単価では大口利用者より小口利用者の方が高くなる不公平についてです。町の答弁によりますと令和6年度汚水を1 m³処理するのにかかった費用を示す汚水処理原価は272.50円でありました。また1 m³あたりの使用料の平均額を表す使用料単価は187.13円、経費回収率は68.67%でありました。町は経費回収率を90%とすることを目標に使用料単価を245.24円まで引上げるということを試算しております。使用水量ごとに値上げ後の使用料単価を見比べてみますと、町が誰にどれだけ負担を任せようとしているのかが一目瞭然であります。一般町民、例えば使用水量が10 m³の下水使用料月額額は3,190円ですから、1 m³あたりに均しますと使用料単価は319円となります。つまり汚水処理原価を上回っているんですね。かかった費用以上に請求することになります。同様にこの10倍の100 m³を使用する場合使用料は月額21,780円ですので、1 m³あたりは217円となります。100倍の1,000 m³では使用料が20万9,980円となり1 m³あたり209円となります。小口利用の町民は1 m³に対して319円を支払い100 m³なら217円、1,000 m³なら209円。この差は何でしょうか。東栄町と同じく逓増制を採用している豊川市、新城市など東三河5市では使う水量に比例して使用料単価が増加していきませんが、東栄町ではあまりにも従量料金の逓増度が低いため、使用水量が増加するほど逆に使用料単価が減少していくという奇妙な制度設計になっています。結果として東栄町では使用水量が25 m³あたりが分水嶺となり、25 m³未満の世帯は町が目標達成とする使用料単価245.24円以上の料金を支払い、100 m³、1,000 m³などの大口利用者は逆に町の目標設定とする使用料単価を大幅に下回る料金で済むわけです。私は不公平な料金体系だと思いますし、このような案を提案するべきではないと考えます。そして3点目、結果として町民の犠牲の上に債務超過に陥ったとうえい温泉や財政危機の村上町政を救済するものになっている、このことをお話します。他の自治体では生活に不可欠な少量の使用水量の料金を抑えることで生活者を守ることを重視しているように感じます。だとすれば東栄町の値上げ案はいったい何を守るために設計したものなのでしょうか。私は各課の皆さんにご協力を頂きまして主な町の公共施設の下水使用料水量を調べてみました。ここ東栄町役場では令和6年度2,700 m³、中学校では4,630 m³、B&G海洋センターでは4,577 m³など町の11の施設の使用水量は令和6年度合計で30,358 m³に上っており、町の公共施設の使用水量は下水道事業の有収水量181,047 m³の少なくとも16.7%に及ぶことがわかりました。つまり大口利用者の筆頭である東栄町が大口利用者を利する値上げ案を作った値と言えるわけです。そして公共施設の中で、とりわけ使用水量が多かったのはとうえい温泉などを運営する株式会社とうえいの14,116 m³でありました。1事業者で全体の7.7%の水量となります。また令和6年度株式会社とうえいの下水道使用料は263万8,372円で、下水道全体の営業収益3,387万8,660円のこちらでも7.7%を占めました。私の試算では株式会社とうえいの使用水量に対する値上げによる増加額は1年間でわずか32万円あまり、12%に過ぎません。小口利用者には最大81%のもの値上げを強いられながら大口利用者には1割の値上げに留めるということは公平性の観点から到底許されません。また、とうえい温泉では水道の使用水量は年間で5,770 m³であると伺いました。明治用水を引いているため水道よりも下水の使用水量が大きくなっているということです。私は町民から伊藤克明副町長が代表取締役を務めるとうえい温泉の救済策ではないのか、このような批判の声を伺っております。今回の値上げ案はですね、これまで述べてきましたよ

うに人口の少ない過疎地だから、財政難だから、下水道料金が割高になるという一般論では説明が付かない値上げ幅の均衡が生じております。村上町長、今回恣意的に小口利用者に負担を集中させ、とうえい温泉をはじめとする大口利用者には相応の負担を求めませんでした。ここには村上町政における優先順位と弱い者いじめの姿勢が明確に示されていると私は思うんです。私は今回の下水道の値上げ案は結果として町民の犠牲の上に債務超過の脱却を掲げるとうえい温泉を救済し、財政危機のもと公共施設の維持管理費の増加を回避することを可能にするものです。物価高に苦しむ町民の生活を顧みることなく、また町民への説明責任を果たすこともなくこのような値上げ案を提案するに至った村上町長の姿勢は厳しく批判されなければなりません。最後に私はとうえい温泉など大口利用者の従量料金を他の市町村並みの水準に引上げることを求めるとともに、町民への福祉減免の実施、また町内介護施設や障害者施設など社会福祉事業にかかる減免措置を設けることを求めまして以上で反対討論といたします。

議長（加藤彰男君）

以上でよろしいでしょうか。

以上で討論をおわります。

これより議案第 66 号の件を起立により採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。原案のとおり本案を決することに賛成の議員の起立を求めます。

はい、着席ください。

次に反対の議員の起立を求めます。

はい、着席ください。

賛成者 4 名 反対者 3 名です。賛成多数と認めます。

よって議案第 66 号は原案のとおり可決されました。

ここで 1 時間経ってますので 11 時 10 分まで休憩。ただ、揃い次第再開しますので一応 11 時 10 分という事で休憩といたします。

----- 議案第 67 号 -----

議長（加藤彰男君）

それでは再開いたします。

次に日程第 4、議案第 67 号「東栄町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

佐々木議員。反対討論ですか。

2 番（佐々木一也君）

2 番佐々木一也です。議案第 67 号、東栄町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について反対の立場で討論いたします。討論の趣旨といたしましては先ほどの下

水条例と同趣旨ですので省略をいたしますが、先ほど頂いたこの水道料金の改定について未定稿というものを頂きました。これを見るとですね、水道料金なぜ値上げをしなければいけないのかという歴史的な背景だったり、今の東栄町の置かれてる状況だったり、東三河のことだったりきれいにまとめてくれてあると思います。ただ、こういう思いをなぜ先に出して頂けなかったのかという事を、他の条例もそうですけれども思います。この考えというのは仕事をしていると既に分かっていることだと思いますので、こういうことを2年とか3年前に住民の方へ説明して、こういうことになって困っているからこうなっていることを説明した上で議会へ条例の改正案出て来るという事こそがまちづくり基本条例に求めていることだと思いますし、それこそがまちづくりだと思います。せっかくこうやってまとめてくれていますが、こういうものというのは先に、もっと前に示して頂いた上で改正への手続きを進めて頂きたいなという思うことと、これ簡易水道の事だけなんですけれど、ぜひですね、下水と農業集落排水についてもこういうものを作って、説明するというと浄化槽の方もいるので不公平になるかもしれないので作ってお渡しするようなことだけはしていただけたらなと思います。以上述べて反対討論いたします。

議長（加藤彰男君）

はい、反対討論ありました。賛成者討論ありますか。

岡田議員。

1 番(岡田浩二君)

東栄町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について賛成の立場で討論いたします。まずこの条例に関して川角、月地区内がですね、この農業集落排水で大変な恩恵を受けておるということでございます。私自身もこれに反対という事はないでしょうという事になりますけれども、農業集落排水施設はですね、農村地域の生活排水を適切に処理し農業用水や自然環境を守るとともに、地域に暮らす人々、方々の生活の質を支える重要なインフラであります。農業と生活が密接に結びつく本町においてこの役割は極めて大きいものがあります。しかしながら施設、この維持管理ですね、先ほどからずっとあのお話にでており、継続的な経費が必要になり物価やエネルギー価格の上昇、将来的な設備更新を見据えれば現行の使用料体系のままで安定的な運営を続けることには限界があります。今後も農業集落排水施設を安全にそして長期的に利用していくためには、必要な費用を適切に負担し将来に備えるという視点は不可欠であります。負担の先送りは結果として地域や次世代に多大な責任を残すこととなります。今回の条例改正は町民の皆様にご理解をお願いするものでありますが、地域の生活環境と農業基盤を将来に渡って守るために現実的かつ持続可能な選択であると考えております。目先の負担だけでなく地域全体の将来を見据えた判断として今回の改正は必要と妥当性を有するものであると考え、本条例改正に賛成するものであります。以上であります。

議長（加藤彰男君）

はい、よろしいですか。

以上で討論を終わります。

これより議案第 67 号の件を起立により採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。原案のとおり本案を決することに賛成の議員の起立を求めます。

着席してください。

次に反対の議員の起立を求めます。

着席ください。

賛成者 4 名 反対者 3 名、賛成多数と認めます。

よって議案第 67 号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 68 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 5、議案第 68 号「東栄町介護予防等拠点施設設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり。）

討論なしと認めます。

これより議案第 68 号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり本案を決することにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり。）

異議なしと認め、議案第 68 号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 69 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 6、議案第 69 号「東栄町食生活支援センター設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり。）

討論なしと認めます。

これより議案第 69 号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり本案を決することにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり。）

異議なしと認め、議案第 69 号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 70 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 7、議案第 70 号「東栄町保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

（「なし」の声あり。）

討論なしと認めます。

これより議案第 70 号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり本案を決することにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり。）

異議なしと認め、議案第 70 号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 71 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 8、議案第 71 号「東栄町滞在型健康づくり宿泊施設とうえい健康の館設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

（「なし」の声あり。）

討論なしと認めます。

これより議案第 71 号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり本案を決することにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり。）

異議なしと認め、議案第 71 号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 72 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 9、議案第 72 号「東栄町交流促進センター設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり。）

討論なしと認めます。

これより議案第 72 号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり本案を決することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり。)

異議なしと認め、議案第 72 号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 73 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 10、議案第 73 号「東栄町使用料及び手数料条例の一部改正について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

浅尾議員。

3 番(浅尾もと子君)

日本共産党の浅尾もと子でございます。議案第 73 号、東栄町使用料及び手数料条例の一部改正について、に反対の立場で討論いたします。本議案はグリーンハウスの他、テニスコートやグラウンド場、野球場、東栄ドームなど町の運動施設など総合社会教育文化施設の使用料について値上げをするという内容になっております。テニスコートの半日使用料を現行の税込み 1,660 円から 1,900 円に、東栄ドームのテニスコートやグラウンド場、野球場など半日の使用料を 1,070 円から 1,200 円に引き上げるものです。総合社会教育文化施設は令和 6 年度 2,856 万円の赤字であったという事が資料でわかりました。物価高騰のもと多少の値上げはやむを得ないものと理解いたしますが、この値上げによって東栄町の子供たちが気軽に施設を利用することができなくなるのではないかと危惧いたします。これらの施設には町内のスポーツ団体の使用に対しては減免措置がありますが、団体が休みの日に個人で練習するなどした場合には、町の子供たちは使用料の全額を支払わなければなりません。同じく町の公共施設であっても B & G 海洋センターの体育館は条例によりますと子供料金を設定して使用料を軽減しており、同施設のプールは穂の国パスポートの利用で小中学生の使用料を免除するなど一部で軽減措置が行われております。先にあげた運動施設についても半額ないし全額の軽減措置を設けるべきではないかと考えるのです。財政がひっ迫する状況にあっても町の子供たちがのびのびと運動を楽しむことが出来る環境を作るよう求めまして反対討論といたします。

議長（加藤彰男君）

反対者の討論がありました。賛成者の討論はありますか。

伊藤議員。

5 番(伊藤真千子君)

議案第 73 号、東栄町使用料及び手数料条例の一部改正について賛成します。今回の改正は物価高騰により施設の維持管理費が増加している中で、町民サービスを持続的に提供し公平性を

確保することを目的としています。そのために利用料や手数料を見直すものであります。物価や人件費が上がる中、町の施設やサービスをこれからも安心して使って頂くためには、利用してもらう方に少しずつ負担するようお願いする必要がありますと考えます。この改正によって誰もが安心して町のサービスを利用し続けられるようになると考え賛成します。

議長（加藤彰男君）

はいよろしいでしょうか。

以上で討論を終わります。

これより議案第 73 号の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。原案のとおり本案を決することに賛成の議員の起立を求めます。

着席してください。

起立 6 名です。賛成多数と認めます。

よって議案第 73 号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 74 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 11、議案第 74 号「東栄町バンガロー設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり。）

討論なしと認めます。

これより議案第 74 号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり本案を決することにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり。）

異議なしと認め、議案第 74 号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 75 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 12、議案第 75 号「東栄町森林体験交流センター設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり。）

討論なしと認めます。

これより議案第 75 号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり本案を決することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり。)

異議なしと認め議案第 75 号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 76 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 13、議案第 76 号「東栄町国民健康保険条例の一部改正について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子でございます。議案第 76 号、東栄町国民健康保険条例の一部改正について反対の立場で討論いたします。町は令和 8 年度の国民健康保険料の算定にあたって保険料の仮算定のシステムを廃止し、分割回数を年 12 回から 8 回に削減するものであります。仮算定とは例年 4 月から 8 月において前年度所得の確定前に前々年度の所得を基に仮の国民健康保険料を徴収するものであります。町は仮算定のデメリットとして保険料通知が 2 度にわたって届くことで分かりにくいとの声があることや、所得が減少した世帯などで毎年 20 から 30 件、総額 100 万円以上の還付処理が生じているといわれています。しかし、仮算定によって保険料を年 12 回徴収することは、毎月の保険料負担を平準化するというメリットもあります。町が現在検討している国民健康保険料の大幅な値上げと同時にこの仮算定の廃止を行えば支払い回数の減少によって一度に支払う保険料が増え、被保険者にとっては二重の打撃になることを懸念します。仮に令和 8 年度に 16%もの保険料の値上げを行うとします。現行で今 12 万円、月 1 万円を支払っている被保険者の値上げ後の保険料は 16%増の年 13 万 9,200 円となりますが、従来どおり 12 回払い分割でしていれば 1 回あたりの支払保険料は 1 万 1,600 円、16%の増ですみます。しかし、この支払回数を 8 回払いにすることで 1 回あたりの支払い保険料 1 万 7,400 円、74%もの大幅な増となるのではないのでしょうか。被保険者は請求書が来なくなる来年 4 月から 7 月に 8 月以降の大幅値上げについて保険料分を積み立てておくという必要が生じますが、チラシを配布するなどをして大きな変更の周知が行き渡るとは私には思えないのです。また来年度の国保料の値上げによって総額いくら準備すればよいかという事も分かりません。国民健康保険料の値上げについて昨年の 12 月では議会への情報提供がありました。しかし、同じく町は審議会に値上げの提案をしているにもかかわらず今年度は議会に対して説明を行わなかった、方針を変更して町の情報公開はむしろ後退しているという段階であります。私たち議員すらそういう状態ですので町民の皆様は来年度にいくら保険料が上がるかなど知る由もないわけで、いくら準備すればよいか当然分かりません。結果的に納付書が届いたころには思わぬ高額となってしまい、滞納に陥る町民が生まれるのではないかと本当に心配いたします。国保料の値上

げと同時にこの仮算定を廃止することは町民の暮らしを顧みない変更であると言えます。中止すべきだと考えます。

議長（加藤彰男君）

はい、反対者の討論がありました。賛成の討論はありますか。

岡田議員。

1 番(岡田浩二君)

議案第 76 号、東栄町国民健康保険条例の一部を改正する条例について賛成の立場から討論させていただきます。本条例改正は国民健康保険制度に関する国及び愛知県の制度改正に対応し、町の条例をこれに整合させるために制度運営上必要な改正であります。まず申し上げたいのは、本改正が町民の保険料負担を新たに増やす、増すというね、増加、増やすものではないという点でございます。中には普通徴収の納期区分が 12 期から 8 期に変更されることで町民の負担が増すのではないかとの指摘がございます。しかしながら、本改正で変更されるのはあくまで納付の回数と時期であり、年間の保険料総額そのものに変更はございません。支払い回数が変わっても町民が 1 年間に支払う保険料の合計額は同一であり、これをもって負担増とすることは制度上正確ではありません。また、納期区分の整理に当たっては町民の生活実態への配慮も明確に盛り込まれております。納付期限が土曜日、日曜日、祝日に当たる場合には条例では自動的に次の開庁日が納付期限とされており、休日のために納付できず不利益を受けることはございません。さらに年末年始についても金融機関や役場の休業を配慮し、実際に納付可能な最初の平日を納期限とする特例も設けられております。これらの取扱いは町の裁量や運用によるものではなく条例本文に明記されたルールであり町民全てに公平に適用されるもので、加えて申し上げれば本条例改正は町が独断で制度を変更する、一般論としていわゆる町の横暴と指摘されるような性質なものでもございません。国民健康保険制度は国の法令及び県の制度設計を基礎として運営されており、今回の改正も愛知県の制度変更および国の関連法令改正に対応するために町が必要な整合を図るものでございます。自治体が条例法令異なる制度を独自に維持することは許されず、本改正は法令遵守の観点からも避けて通れないものであります。地方自治体に求められる責任には感情論だけではなく、制度と法令に基づき公平で持続可能な運営を行うことでもあります。本条例改正はその責任を果たすための合理性かつ妥当な内容であると評価をいたします。以上の理由から本議案は町民に新たな負担を課すものではなく、制度の安定運営と適正化を図るために必要な改正であり賛成するものであります。以上です。

議長（加藤彰男君）

反対討論ですか。

佐々木議員。

2 番(佐々木一也君)

2番佐々木一也です。議案第76号、東栄町国民健康保険条例の一部改正について反対の立場で討論いたします。今回の改正案では国民健康保険料の仮算定を廃止することが提案されています。これにより該当者への通知は一度ですみ制度としては分かりやすくなると説明がされています。しかし問題はその影響です、これまで仮算定と本算定の二段階で12回に分けて納付していたものが改正後は本算定のみ8回払いとなり、1回あたりの支払い額は約1.5倍に増えます。本町は県の標準保険料率に近づけるため今年度から保険料の増額を始めたばかりです。この状況で支払い回数を減らせば被保険者の負担や不満は一層高めることになりかねません。保険料の増額が続く可能性がある以上、当面は仮算定制度を継続し12回払いを維持する方が望ましいと考えます。あるいは段階的に移行するなどの方針を早めに周知し、住民が納得できる形で進めるべきです。確かに仮算定はわかりづらいという意見もあるようです。しかし現行制度でも12回払いは生活設計のしやすさにつながっていました。県は令和11年度に保険料水準の統一について一定の結論を出すとしています。その時期までに8回払いへ移行すれば十分です。なぜならそれまで保険料が上がっていく可能性が高く、負担増と支払回数減を同時に進めることは住民にとって過酷だからです。さらに簡易水道や下水道の改正の際にもですね、感じていたことですが、変更しますとってから開始までの期間が短すぎると思います。広報や通知を行うといっても全員が確実に理解するとは限りません。住民の生活に直結する制度改正は住民を巻き込み十分な時間をかけて検討すべきです。また本町にはまちづくり基本条例があります。条例の第15条にあるように企画立案から実施までの過程で町民の参加を保証し、多様な意見を聞くことが求められています。今回のような住民負担に直結する制度改正こそ、その精神を生かすべきです。以上の理由から今回の改正案は住民の負担増を加速させ理解を得られないまま進められる危険性があります。国民健康保険制度は住民の安心に直結するものであり、納得感を大切にすべきです。従って現改正案に賛成できませんので反対いたします。

議長（加藤彰男君）

他によろしいでしょうか。

（「なし」の声あり。）

以上で討論を終わります。

これより議案第76号の件を起立により採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。原案のとおり本案を決することに賛成の議員の起立を求めます。

座ってください。

起立5名です。賛成多数と認めます。

よって議案第76号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第77号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 14、議案第 77 号「東栄町保育所設置条例の一部改正について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」の声あり。)

討論なしと認めます。

これより議案第 77 号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり本案を決することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり。)

異議なしと認め、議案第 77 号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 78 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 15、議案第 78 号「令和 7 年度東栄町一般会計補正予算（第 8 号）について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」の声あり。)

討論なしと認めます。

これより議案第 78 号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり本案を決することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり。)

異議なしと認め、議案第 78 号は原案とおり可決されました。

----- 議案第 79 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 16、議案第 79 号「令和 7 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。反対討論ですか。

浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子でございます。議案第 79 号、令和 7 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算第 3 号について反対の立場で討論いたします。反対の理由は、この補正予算が令和 7 年度の国民健康保険特別会計の運営の結果、令和 8 年度に国民健康保険料を値上げすることを前提にしていると考えからです。物価高の元、国民健康保険料の大幅な値上げは どうして

も避けなければならないと考えます。町は今年 10 月国民健康保険運営協議会において、令和 8 年度の国民健康保険料を 1 人当たり調定額で 1 万 5,546 円、16.8%も値上げし、年額 10 万 7,674 円とする方針を示しました。町はまた新たな滞納者が増えており、年末に向けて差し押さえを含む対応を強化するとも話しました。そして町は今議会でもこれだけの値上げを予定しながらですね、一般会計からの法定外繰入を重ねて否定しております。町の答弁によりますと、令和 5 年度全国 234 の市町村 13%がこの法定外繰入を実施した、というふうに伺いました。しかし実際に法定外繰入が可能なわけであります。これほど急激な値上げは町民や事業者にとって生活を揺るがす大事態でありますから、町が特別な措置を期間限定で行うことは当然可能なことであるし求められている、そのように思うのです。事業所得 300 万円で配偶者の給与収入が 100 万円の 40 代以上の夫婦の方ですね、町の協議会の資料によりますと現行の保険料が 43 万 400 円、これだけでも大きな負担でもあるのに、さらに 8 万 600 円もの値上げをし年額では 51 万 1 千円もの国民健康保険料を納めなければいけない、そのような試算が示されております。実に 18.7%もの劇的な値上げとなるものです。10 月の国民健康保険運営協議会への意見聴取を町は行うだけで町民や議会の関与なく、この値上げをいま検討しています。町はこの協議会の議事録も公表しません。町は昨年 12 月には検討段階の値上げ案を議会に示しましたが、今同様の値上げ案を計画しながら昨年の取り扱いを踏襲することなく情報公開はさらに後退しております。町民と意見交換を行い町の方針を作成するまちづくり基本条例に反するもので私は条例を擁護する立場に立ち反対しなければなりません。以上で討論を終わります。

議長（加藤彰男君）

反対者の討論がありました。賛成の討論はありますか。

岡田議員。

1 番(岡田浩二君)

令和 7 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算第 3 号について賛成の立場から討論をいたします。本補正予算における歳入につきましては、令和 7 年度における保険給付費の見込みが当初予算を下回ったことに伴い減額と、過年度分に係る給付金について町負担分が減額となったことは合して県支出金で 7,273 万 7 千円の減額補正、それから全体で歳入 4,581 万円の減額補正するものであります。また歳出につきましては療養給付金、療養費、高額療養費の各費目について令和 7 年度の実際の給付実績を踏まえて、当初見込みの差額を整理補正する内容になっております。いずれも実績に基づいた調整であり、制度運営上特段問題になる点は見当たりません。国民健康保険事業は町民の健康と暮らしを支える基幹的な制度であり、その財政運営には過大過少のない適正な見込みと実績に則した修正が求められております。今回の補正はまさにその趣旨に沿ったものであり、健全で安定した国保運営を維持するために必要かつ妥当な措置であると評価をいたします。以上の理由から本補正予算に賛成するものであります。以上です。

議長（加藤彰男君）

はい、よろしいですか。

以上で討論を終わります。

これより議案第 79 号の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。原案のとおり本案を決することに賛成の議員の起立を求めます。

はい、着席してください。

起立賛成者 6 名です。賛成多数と認めます。

よって議案第 79 号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 80 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 17、議案第 80 号「令和 7 年度東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり。）

討論なしと認めます

これより議案第 80 号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり本案を決することにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり。）

異議なしと認め、議案第 80 号は原案のとおり可決されました。

----- 陳情第 10 号 -----

議長（加藤彰男君）

これより陳情の審議に入ります。なお本会議の採決は委員会での審査報告を踏まえ、本会議において改めてそれぞれの陳情の採決について賛成、反対の起立により採決をいたします。事前によくご確認をお願いいたします。

日程第 18、陳情第 10 号「介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書」を議題といたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

はい、賛成討論ですか。

浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子でございます。陳情第 10 号、介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情に採択に賛成の立場で討論いたします。陳情者は愛知県自治体キャラバン

実行委員会で、今年10月東栄町議会まで持参されたものです。この陳情の主な内容は物価高騰とコメ不足、高値が国民の暮らしに直撃する中、医療、介護の自己負担が重くのしかかるという現状認識のもと、安心できる介護保障から国民健康保険制度の改善、生活保護、生活困窮者支援、福祉医療制度の拡充まで9分野80以上の項目で多岐に渡っております。私は東栄町の議員として今すぐすべての要求が実現できるとは考えておりませんが、例えば特別養護老人ホームの基盤整備としての財政支援、介護人材の確保のための自治体独自の施策、また高過ぎる国民健康保険料への減免制度、急務だと感じています。国民健康保険料については陳情にあるとおり愛知県独自の国民健康保険への支援を求める意見書の必要性を感じております。以上で賛成討論といたします。

議長（加藤彰男君）

はい、反対討論ですか。

櫻井議員。

4番（櫻井孝憲君）

陳情第10号、介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充について陳情書について採択に反対の立場で話させていただきます。非常に多くの陳情項目があり、まずは趣旨には賛同できる場所が多いんですけども、陳情項目にこれほど多いという事になると逆にこの財源の確保が難しいのではないかとちょっと思っております。社会保障施策の拡充の多額な財源が必要であって、こういった財源をどこから引っ張ってくるんだろうなということもあるんですが、あとその陳情の1つ気になるところなんですが、5番、子供の権利保障についての、子供の権利保障する保育の質の向上で2番の公立施設の統廃合や民間移管しないでくださいと言ってるんですが、別に公立施設が優れているという訳ではなくて、やはりその民間でも優れたところもあると思いますので、僕はそういうふうなところ考えております。以上をもって採択に反対の立場でさせていただきます。

議長（加藤彰男君）

はい、よろしいでしょうか。

以上で討論を終わります。

陳情第10号について本会議での採決を行います。

本陳情に対する委員長の審査報告は不採択ですが、本陳情を本会議において採択することに賛成の議員起立を求めます。本陳情について賛成の議員の起立を求めます。

はい、着席してください。

賛成者の起立2名です。賛成少数です

陳情第10号は不採択となりました。

----- 陳情第11号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 19、陳情第 11 号「医療現場の危機打開に向けた財政支援を求める意見書の提出に関する陳情」を議題といたします。

これより討論を行います。賛成討論。

浅尾議員。

3 番(浅尾もと子君)

日本共産党の浅尾もと子でございます。陳情第 11 号、医療現場の危機打開に向けた財政支援を求める意見書の提出に関する陳情に賛成の立場で討論いたします。提出者は愛知県労働組合総連合議長の西尾氏でございます。今年 10 月東栄町議会まで持参されました。この陳情は今医療機関の収入、診療報酬が物価や人件費の上昇に迫りついておらず、2024 年 6 月期の調査で全国 7 割を超える病院の経営が赤字であるという危機がまずあり、また看護職員の深刻な不足で十分な医療が提供できないという問題があいまって地域医療が継続できないという問題が告発しております。そして東栄町議会に対して 2026 年度診療報酬改定において、最低でも 10%以上の引上げ、医療従事者の賃金水準をアップすることなどを国に意見書として提出して欲しいと求めております。東栄町でも診療所の運営や医療スタッフの確保には苦慮されています。地域医療の維持には更なる国の支援が必要であるということは言うまでもありません。そしてこの声を全国津々浦々から国に伝えることがとても重要だと訴えまして賛成討論といたします。

議長（加藤彰男君）

はい、続いて反対者の討論はありますか。

村本議員。

7 番(村本敏美君)

議長、7 番。この件につきまして 15 日の常任委員会で結構活発にご意見を申し上げて、ご意見等が出て、採択不採択の決定をされた訳であります。その後に行われました議運の中でも、これを本会議に上程するかどうかというのを議論をさせて頂きましたけれども、私は委員長報告でよろしいんじゃないかという立場でございました。しかし本会議に上程するというご意見が多かったので今回こういう状態になりましたけれども、私はこの陳情第 11 号、医療現場の危機打開に向けた財政支援を求める意見書の提出に関する陳情についてを採択に反対の立場から意見を述べさせて頂きます。本陳情は医療現場が直面している人材不足や経営の厳しさといった深刻な実情を背景とするものであり、その問題意識については一定の理解を示すものでございます。しかしながら診療報酬改定や医療介護総合確保基金の活用といった事項は、国の社会保障制度全体や財政運営に深く関わる極めて専門性の高い政策判断を伴うものであり、その影響は全国規模に及ぶものでございます。このような課題について、地方議会が現段階で直ちに採択の是非を判断することは慎重であるべきと思っております。国における今後の議論の動向や制度設計の方向性を十分注視し、冷静な判断を行う必要があると考えております。従って本

陳情については拙速な結論を避けることが適切であり、現時点において東栄町議会としては本陳情を採択することに反対をするものでございます。

議長（加藤彰男君）

よろしいですか。

以上で討論を終わります。

陳情第 11 号について本会議での採択を行います。

本陳情に対する委員長の審査報告は不採択ですが、本陳情を本会議において採択することに賛成の議員の起立を求めます。

はい、着席してください。

賛成者の起立 1 名です。賛成少数です。

陳情第 11 号は不採択となりました。

----- 陳情第 12 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 20、陳情第 12 号「介護・障害福祉分野における処遇改善と公的支援の強化を求める意見書の提出に関する陳情」を議題といたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。賛成討論ですか。

浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子でございます。介護・障害福祉分野における処遇改善と公的支援の強化を求める意見書の提出に関する陳情に採択に賛成の立場で討論いたします。提出者は陳情 11 号と同様愛知県労働組合総連合議長の西尾氏で、今年 10 月東栄町議会まで持参されました。この陳情は介護障害福祉の現場の深刻な人材不足の原因が職員の処遇の低さにあること、そして介護障害福祉の現場の過酷な労働環境を告発しています。その上で職員の皆さんの賃金アップのために国費を投入し、報酬単価を 1 割引上げることなどを国に求めています。北設楽郡 3 町村の訪問介護事業所はそれぞれ 1 つとなっています。お隣りの新城市では訪問入浴サービス事業者の撤退があり、また遠方の利用者のお宅へ訪問介護サービスについて事業者負担が増えて大変だというお話も伺いました。国の補正予算で介護分野への支援策が示されたばかりです。私は様々な地域で様々な立場の方々が介護事業者の労働者の処遇改善を求めて声を上げ続けてきたことが、今こうした国の改善に結びついていると考えます。だからこそ私たち東栄町議会がこの陳情によってですね、声を上げることが国に私たちの声を届けることが、東栄町においても将来に渡って介護体制を維持するためにも必要な方法だと考えますので、採択に賛成いたします。

議長（加藤彰男君）

賛成者の討論がありました。反対者の討論はありますか。

岡田議員。

1 番(岡田浩二君)

陳情第 12 号、介護・障害福祉分野における処遇改善と公的支援の強化を求める意見書の提出に関する陳情について、私採択に反対する立場から討論をいたします。まず申し上げたいのは、本陳情が指摘する介護障害福祉分野の厳しい現状については、私自身も強い問題意識を共有しているという点には変わりはありません。低賃金構造、人材不足、物価高騰などにより現場で懸命に支えられておる従事者の皆さんが困難な状態に置かれていることは明らかであり、特に中山間地域である本町においては、福祉人材の確保が将来の地域福祉の持続性に直結する重要な課題であるということも認識はしております。しかしながら本陳情で求められている内容は、公定価格の大幅な引上げや公的財源の恒常的な投入を国に強く求めるものであり、社会保障制度全体の設計や財源構造に深く関わる極めて重いテーマであります。こうした課題は単一の自治体、ましてや人口規模や財源力に制約のある本町議会が現時点で明確な賛同の意見書を提出するには慎重な判断が求められるものであると私は考えます。本町議会として国に意見書を提出する以上、制度全体への影響、実現可能性、財源の持続性さらには将来世代への負担といった点について十分な検討と整理が不可欠であります。しかしながら現段階においてそうした条件が十分整っているとは言い難く、賛否を明確に示す段階に至ってないと判断せざるを得ません。問題意識には理解を示しつつも拙速に意見書提出という形で議論を出すという事は、本町議会としての責任ある姿勢とは言えないと私は考えます。今後も国や県の動向を注視しつつ、必要に応じて議論を深めていく余地を残すことこそ現時点では妥当であると考え、以上の理由から私は本陳情については採択に反対するものであります。以上であります。

議長（加藤彰男君）

はい、よろしいですか。

以上で討論を終わります。

陳情第 12 号について本会議での採決を行います。

本陳情に対する委員長の審査報告は不採択ですが、本陳情を本会議において採決することに賛成の議員の起立を求めます。

はい着席してください。

賛成者の起立 1 名です。賛成少数です。

陳情第 12 号は不採択となります。

----- 陳情第 13 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 21、陳情第 13 号「保育士、学童保育支援員の処遇改善に関する陳情」を議題といたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。賛成討論ですか。
浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

陳情第13号、保育士、学童保育支援員の処遇改善に関する陳情について採択に賛成の立場で討論いたします。提出者は愛知県労働組合総連合議長の西尾氏で、今年10月東栄町議会まで持参されました。様々な仕事、職種の労働者の声を聞く労働組合によるこれらの陳情は、自治体への全面的な働きかけだと理解しました。この陳情の内容は保育士、学童保育支援員の賃金アップのために国費の投入などを求めるものです。国の責任で他の産業平均水準まで引き上げてほしいというものです。この東栄町においても、過去には放課後児童クラブの支援員さん、子育て支援員さんの賃金が最低賃金で募集されていたということを記憶しております。他の仕事の求人が最低賃金以上で出されているというような時に、子供たちの安全を守るこうした事業が介護と並んで賃金が低く抑えられているのは人材を確保することは本当に難しくなると思うんです。私は地方自治体の財政が厳しくなる中、陳情にあるとおり国の責任がますます大きくなっていると感じますので、この陳情に賛成いたします。

議長（加藤彰男君）

賛成討論ありました。反対討論ありますか。
佐々木議員。

2番（佐々木一也君）

2番佐々木一也です。陳情第13号、保育士、学童保育支援員の処遇改善に関する陳情について採択に反対の立場で討論します。このことはですね、賃金の問題だけではなく親のですね、保育への期待の増加だったり、それに伴う業務の増加も要因であると考えます。従ってですね、DX導入による業務効率化だったり保護者に対する保育への理解、こういうものを促す取り組みというのも重要であると感じています。さらに国はですね、引き続き処遇改善を進めている段階ですので、その動向を注視するっていうのがいいと判断して当陳情を不採択ですね、反対が相当と考えます。

議長（加藤彰男君）

はい、よろしいですか。

以上で討論を終わります。

陳情第13号について本会議での採決を行います。本陳情に対する委員長の審査報告は不採択ですが、本陳情を本会議において採択することに賛成の議員の起立を求めます。

はい、着席してください。

賛成者1名です。賛成少数です。

陳情第13号は不採択といたします。

ここでお昼になりました。残り議事日程4件ありますのでここで休憩といたします。再開は午後1時です。午後1時です。よろしくお願いいたします。

(「議事継続」の声あり)

今、進行動議がありました。このまま継続ということで。

議会事務局長。議案の方の事前の方の質問でいくつか出ている。

議会事務局長(加藤寿基君)

はい。何件か出ています。

議長(加藤彰男君)

事前にですね、この後のところの追加日程も確認しています補正予算2件ですね。これについての事前に質疑の申し出もいくつかありますので、ここで議事を進めた場合ですね、相当かかるかもしれませんが、一応伺います。

(「議長、議長」の声あり。)

待ってください。このまま議事日程の発言がありましたので、これをお諮りいたします。このまま続行についてお諮りしたいと思います。あと残りの議案も含めて、議事をそのまま続行することについてお諮りいたします。執行部はそれについては議会で決めてよろしいですか。このまま続けるという事を、もし進行の場合は。

(発言内容録音不明瞭)

以前お話あったように、以前議会運営委員会で確認したように職員の方のお昼の休憩の時間や、それからですね、就業時間等についてはですね、以前の段階の委員会の延長の件で、議会運営委員会や議員協議会で確認していますので、先ほど言いましたように質問される方の議員のいくつか出されておりますので、これは十分審議をしていく時間を取るためにもと思います。

今村本議員から続行という意見がありましたけれども、このまま、まず進行について反対だという方、つまり続行の方がいいという方があれば手を挙げてください。続行に賛成という方手を挙げてください。

いませんか。

ではこれで一旦休憩でよろしいでしょうか。

はい、それでは先ほどいいましたように午後1時再開いたします。そのあとの議事日程の方に続きますのでよろしくお願いいたします。

----- 陳情第14号 -----

議長(加藤彰男君)

議長(加藤彰男君)

それではよろしいですか。休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第 22、陳情第 14 号「臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備などを求める意見書の提出の陳情」を議題といたします。

これより討論を行います。討論はありますか。賛成討論ですか。

浅尾議員。

3 番(浅尾もと子君)

日本共産党の浅尾もと子でございます。陳情第 14 号、臓器移植に関する不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備などを求める意見書の提出の陳情について、採択に賛成の立場で討論いたします。一般社団法人中国における臓器移植を考える会による陳情でありまして、今年 11 月東栄町議会に郵送されたものです。この陳情の内容は先ほど申し上げました表題に加えて、適切な臓器移植が行われる必要性の啓発活動を求める意見書を国に提供するよう求めています。先日も中日新聞が 1 面で報じたように、日本では臓器移植手術が進んでいないため海外での移植手術を決意する方々がおられます。ところが手術を受けても帰国後日本国内で診療を断られるなどのトラブルがあるといわれています。陳情は臓器提供元のはっきりしない斡旋を行う業者の存在や、施設内医療施設での手術の結果命を落とすという悲劇を紹介しており、国民が巻き込まれないようにと警鐘をならす本陳情には賛同できるものです。以上賛成討論とします。

議長(加藤彰男君)

賛成討論ありました。他に討論ございますか。

伊藤議員。

5 番(伊藤真千子君)

陳情第 14 号、臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備を求める意見書の提出の陳情に反対します。本意見書は臓器移植に係る不正な臓器取引や移植目的の渡航を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備を国に求めるものです。しかし、国ではすでに臓器移植法や刑法に加え、厚生労働省のガイドラインや日本臓器移植ネットワークの仕組みにより臓器提供の透明性と公平性を確保する制度が整備されています。これ以上の規制を設けることは既存制度との重複や過剰規制につながり、正規の医療活動や患者の治療機会を不当に制約する懸念があると考えます。今浅尾議員が言われましたように 12 月 5 日の新聞を皆さん読んだかと思われかもしれませんが、この方は不正ではなかったんですけど渡航して移植手術をしてきました。ただ医療機関には受診するのに 4 つの医療機関に断られ、最終的に 1 か月半で診療をして頂けることになりほっとして涙が出たということもありますので、むしろ今必要なのは既存制度の適切な運用と国民への周知、啓発活動の強化であり新たな規制を設けることではないと私は思います。また、国際的に WHO の指針に沿った対応が進められており、現制度の枠組みで十分な対応が可能と考え意見書の提出に反対します。

議長（加藤彰男君）

はいよろしいですか。

以上で討論を終わります。

陳情第 14 号について本会議での採決を行います。

本陳情に対する委員長の審査報告は不採択ですが、本陳情を本会議において採択することに賛成の議員の起立を求めます。

はい、着席してください。

賛成者 2 名です。賛成少数です。

陳情第 14 号は不採択となりました。

----- 議案第 81、82 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 23、議案第 81 号「令和 7 年度東栄町一般会計補正予算（第 9 号）について」、日程第 24、議案第 82 号「令和 7 年度東栄町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について」の 2 案件を一括して議題といたします。執行部の説明を求めます。

副町長。

副町長（伊藤克明君）

それでは補正予算の説明をさせていただきます。予算書の 1 ページをお願いいたします。議案第 81 号、令和 7 年度東栄町一般会計補正予算第 9 号について。続いて 2 ページをお願いいたします。今回の補正は歳入歳出それぞれ 1,274 万 6 千円を増額し、予算総額を 42 億 4,432 万 4 千円とするものです。第 2 条の継続費につきましては、5 ページの事業について変更するものです。それでは予算説明書により説明させていただきます。歳出からお願いいたします。6 ページをお開き下さい。3 款 2 項 1 目児童福祉総務費 10 節需用費から 19 節扶助費までは、物価高の影響が長期化する中で、特にその影響が強く受けている子育て世帯を支援することを目的に、0 歳から高校 3 年生までの子供たちに物価高対応子育て応援手当として 1 人当たり 2 万円を給付するものです。10 節印刷製本費と 11 節郵便料は、制度周知等対象者へ案内文書の送付に係る経費です。12 節子育て応援手当システム改修委託料は、児童手当のシステムを活用するための改修委託料です。19 節扶助費は、対象予定者を 270 人と見込んでいます。14 款 1 項 3 目環境衛生費 27 節簡易水道特別会計繰出金は、1 月から 3 月までの水道基本料金を無料にするために増額するものです。次に歳入の説明をさせていただきます。4 ページをお開きください。4 款 1 項 1 目民生費国庫負担金の物価高対応子育て応援手当負担金は、0 歳から高校 3 年生までの子供に 1 人 2 万円の手当を給付する事業に充てられるものです。地方創生臨時交付金重点支援は、水道基本料無料化に充てられるものです。以上で一般会計補正予算の説明を終了させていただきます。

次に東栄町簡易水道事業特別会計予算書の1ページをお願いします。議案第82号、令和7年度東栄町簡易水道事業特別会計補正予算第3号について。2ページをお願いします。第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。第1款第1項営業収益、補正予算額660万円の減。計4,657万6千円。2項営業外収益、補正予定額660万円増。計1億7,603万2千円。それでは補正予算説明書で説明させていただきます。7ページをお願いします。今回の補正は、地方創生臨時交付金を使って令和8年1月から3月までの3か月間、水道基本料金を無料にするものです。収益的収入及び支出の収入1款1項1目給水収益660万円を減額し2項2目他会計補助金660万円を増額するものです。以上で簡易水道事業特別会計の説明を終了させていただきます。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。はじめに議案第81号の審議を行います。これより質疑に入ります。歳入歳出全般について質疑はございませんか。一般会計の方ですからね、ありますか。

はい、浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

はい、お尋ねいたします。全般ということなので一括して伺ってまいります。まず補正予算説明書の6ページ3款2項1目の子育て応援手当給付金540万円についてです。国の制度で、事業でありますけれども、ただいまのご説明では町の0歳から高校3年生までの子270人に対して1人当たり2万円を給付するというものでありました。給付スケジュールをお伺いいたします。併せて補正予算説明書の4ページ14款2項3目の地方創生臨時交付金の重点支援分についてお尋ねいたします。660万円です。簡易水道の基本料金を無償化するための予算という事でありましたけれども、この660万円、総額として国からいくら東栄町に対して交付されるものなのか、その限度額をお伺いいたします。その交付金の用途について、どのような制限があるのか、またいつまでに活用、支出するよう求められているのか伺います。3点目、国の推奨事業としてお米券の配布がありますけれども、経費率が高く支援効果が目減りすると批判が起きています。水道料金の軽減、今回選択された方法でありますとか学校給食費の無償化といったものであれば、コストをほとんど掛けずに全額が町民生活の支援となると考えますのでこのような支出のあり方が望ましいと考えますが、交付金の残額の使途についての町の考え方を伺います。そして8ページの継続費について、町道下古戸浅井線の復旧に係る継続費を変更するものです。その変更の内容については、この前の補正予算で議論しております。継続費の変更後の内容ではですね、3か年の事業総額が3億754万4千円でございます。その内訳は国県の支出金が2億1,849万8千円と最も大きく、次いで地方債が7,370万円、一般財源が1,534万6千円であります。町の実質的な負担額と総額に対する割合というのはどの程度になるのか認識をお伺いしたいと思います。また、併せてですね、補正予算の編成時にこうして継続費を、変更があればですね、補正予算と併せて議会に提案するということは何らか義務付けられているものであったと考えますが、法令上若しくは条例上どのような根拠が、これをしなければならぬ根拠があったのか教えてください。以上です。

議長（加藤彰男君）

今浅尾議員のところで質問、細かく言うと5点あったかと思うんですけども、もう一回項目別に言ってください。答弁書の方が準備ができない。はい。項目でお願いします。

3番（浅尾もと子君）

はい、申し上げます。1点目は子育て応援手当給付金の給付スケジュールを教えてくださいというもの。2点目は地方創生臨時交付金の交付限度額を教えてくださいというもの。3点目はその交付金の用途にどのような制限があるか、また、いつまでに活用を求められているかです。4点目はお米券の配布、国が推奨されていますけれどもコストをかけない方法が望ましいと考えますが、交付金残高の使途についての町の考え方を伺うというもの。そして継続費に関する質問です。継続費、町道下古戸浅井線の復旧に係る継続費のうち、町の実質的な負担額と総額に対する割合を伺うというもの。最後に継続費をこうして変更を議会に提案しなければならない根拠を伺うというものです。

議長（加藤彰男君）

福祉課長。

福祉課長（伊藤輝美君）

福祉課長。子育て応援手当給付金の給付スケジュールについて説明いたします。1月の下旬にシステム改修の契約を行い、2月中旬にシステム改修を行い対象者の抽出を行います。2月の下旬に受給意思確認のための通知と受給拒否申出書の受付を行い、3月上旬に受給拒否申出書の受付を締め切り給付となります。以上です。

議長（加藤彰男君）

続いて総務課長。

総務課長（伊藤太君）

重点支援の交付金の東栄町への交付限度額につきましては、7,680万円余りとなっております。用途についてどのような制限があるか、またいつまでに活用するかということですが、用途につきましては国が推奨事業メニューとして例示しているもの、例えば生活者支援としての食料品の物価高騰による負担を軽減するための支援や、低所得世帯や高齢者世帯、子育て世帯に対する支援など、また事業者支援としての医療、介護、保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援や、農林水産業における物価高騰対策支援などはもとより、例示された支援よりもさらに効果があると判断する単独事業の対象となっており、制限といたしましては職員の人件費や用地の取得費などが対象外経費とされております。また、活用制限につきましては、国の事務連絡において交付限度額の本省繰り越しを行う準備を進めることとしているなどとされていることから、令和7年度のみならず令和8年度においても活用可能であるも

のと理解しております。3つ目のお米券等、経費率が高く新効果が目減りするなどの批判があるということですが、交付金の残額の使途についての町の考え方ですが、今後他の物価高騰対策につきましても可能な限り速やかに予算化していきたいと考えております。予算化にあたりましては支援の恩恵が幅広く行き渡るよう努めるとともに、できるだけ事務コストを抑制できるよう努めていきたいと考えております。

議長（加藤彰男君）

他に答弁いいですか。建設課長いいですか、繰り越しの。

はい、建設課長。

建設課長（原田経美君）

継続費のですね、実質的な負担額と割合ということなんですけれども、多分質問の内容としては地方債の内訳ということになるのかなと思うんですけれども、交付税措置がまだ決定していないためにですね、このことについてはちょっとお答えできません。以上です。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

あと継続費の提案の根拠でありますけれども、今回一般会計の補正予算第8号のところ本来継続費の補正の表を付けて議決を受けるべきでしたけれども、この間の委員会で答弁したとおりちょっと失念しておりまして、今回の第9号の方で補正をお願いしているものです。

議長（加藤彰男君）

はいよろしいですか。

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

はい、ありがとうございます。継続費の支出ですね、おっしゃるように補正予算で出すときには継続費明細書を付けなければいけないというものと理解したので、これからそれがついていくかということを議員としては常々確認していくということになろうかと思っております。法的根拠がお分かりでしたら併せて教えていただきたいと思っております。それから交付金ですね、地方創生臨時交付金の重点支援分、大きな金額で出てきております。残り7千万円を超える金額、これ財政が厳しい東栄町にとっては本当に大切な財源だと思います。しかし、町民生活が非常に厳しいという中でですね、やはり今ご答弁頂いたようにコストを抑制して町民生活に役立てていただきたいと思っております。そこで町民の方からですね、私ご意見いろいろ伺っているんですが、是非プレミアム付き商品券は避けていただきたいというお願いなんです。認識をお聞かせいただきたいと思っております。電子決済によって大変多額の費用が掛かったということ、更に現金

を手元に自由に使える人でなければたくさん購入できないということで、お金持ちしか買えないというようなご批判も頂いておりますので、そうではなくて誰もが支援を受けられるような施策にして頂きたいと思うんですけども、もう一度認識をお聞かせください。

議長（加藤彰男君）

副町長。

副町長（伊藤克明君）

現段階ではどうするかということはお答えはできませんが、プレミアム付き商品券につきましては両方の意見もあると思います。決して別にお金持ちだけが買えるものでは、それは認識があると思いますが、やはり若い世代から高齢者の世代までいろんな方がおって、それぞれにですね、やはり今の生活に困窮している方はそれぞれの層にあると思いますので、そういったこともしっかり把握しながらですね、何がいいかという事をしたいと思います。一部の方はそう思われる方もいますが、片方の方は是非ともやってほしいという意見も多々あると思います。そういったこともありますので我々やはりそういったことも含めてですね、何がこの7千万という、今さっき7,600余のお金ということがありました。多いのか少ないのかということがありますが、やはり貴重なお金ですので、しっかりそのところはですね、内部ではですね、協議しながらしていきたいですし、場合によってはそういったこともあり得るかもしれません。使うことはあり得るかもしれませんが、それは先ほど私が申しましたようにやはりそれぞれの立場でいろんな方がおっているような意見もございまして、そういったことも十分配慮しながらですね、やっていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

議長（加藤彰男君）

はい、浅尾議員。3回目ですよ。

3番（浅尾もと子君）

はい。ご答弁頂きました。副町長からのご答弁では今後プレミアム付き商品券も選択肢としてあり得るというものと理解しました。さて、私の記憶ではですね、以前に実施した電子決済を含むプレミアム付き商品券の経費ですね、事業総額の45パーセント程度掛かっていたと記憶しております。町民を支援するために使う事業がですね、半分近い金額が経費として消えて行ってしまうということは、いくらなんでも経費が掛かり過ぎると私は思うんです。是非経費が掛からないという方法に考えて頂きたいと思っておりますけれども、その経費率、前回の実施の際の経費の掛かり方について副町長としては問題ないと考えているのか、次同じものを選択しても構わないというお考えなのでしょうか。関連になりますけれども教えてください。

議長（加藤彰男君）

いまの内容は残りの交付金の活用ということで関連ということですけども、いいですか。答弁は。

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

今の浅尾議員のご質問かご意見か分かりませんが、想定の話としてはお伺いしておきますが、これも先ほど申したようにですね、やはりいろんな考え方の方がおります。やるとかやらんとか、さっき浅尾議員は私はそういったことも選択肢の1つと言われたと思いますが、当然のことながらプレミアム付き商品券につきましてもですね、今回のメニューの中にはありますし、それも選択肢の1つであるとは考えています。そのやり方についてもですね、やはり何がやはり皆さんにとってやりいいのかという事も含めてですね、町民も2,600人おりますので、やっぱりその方々にとってどれがいいかということも含めてですね、それは検討してきたいなと思っております。ですから経費うんぬんの話もですが、やはりどうして効果があるかということをもまず前提としていきたいと思っておりますので、単に今プレミアム商品券の電子的な利用についてご質問ありましたが、それについてはいいか悪いかお答えはできませんが、ただ、今後検討していく中では、いろんな選択肢をしながら何が本当に効果的でいいかということも含めてやっていきたいと思っておりますので、この場でですね、それについては費用掛かるからうんぬんということはないと思っております。これについても先ほど言いましたように賛否両論ありますので、確かに先ほど総務課長言ったようにですね、なるべく事務費も掛からないようになるべく多くの方にやりたいと思っております。しかし、先ほど手当ひとつ配るにしてもですね、やはり今回でも190万というですね、システムの改修しなけりゃできないように、人間の手を我々の人件費だけを0と考えてやるわけにもいきませんので、そういった中で掛かる経費は必要だなということは、全体として含めてですね、当然その経費もこの交付金の中で賄わなければなりませんので、そういったことも含めて検討はしていきたいなと思っております。以上です。

議長（加藤彰男君）

はい、他によろしいですか。

以上で質疑を打ち切ります。

続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり。）

討論なしと認めます。

これより議案第81号の件を採決いたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり。）

異議なしと認め、議案第81号は原案のとおり可決されました。

なお先ほどの質疑の際に、建設課長指名の際に指名については継続費という指名でということで字句の訂正をさせていただきますのでご了解を頂きます。

次に議案第82号の審議を行います。これより質疑に入ります。歳入歳出全般について質疑はございませんか。

岡田議員。

1 番(岡田浩二君)

午前中の議論にもございましたけれども、水道の値上げを決断した直後にですね、同じ水道料金を補助するという今回の措置にね、正直私自身違和感を覚えたのは事実でございます。その中で重点支援地方交付金についてね、少し勉強させて頂いたりして、その中で簡単に3点ほど、今浅尾議員がこうちょっと横断的に私が質問したいなということもこう含まれているので、ちょっと確認をそこのところさせていただくということでちょっと3点質問させていただきます。1点目はですね、4月からの水道料金改定の関係性と位置付けということで、今回の補正予算では物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金を活用してですね、簡易水道の基本料金に対する補助で行うという説明でございました。一方でですね、令和8年4月から水道料金の改定、これ値上が予定されておる訳なんですけれども、今回の基本料金の補助はですね、4月以降の料金改定による町民負担の急激な激変緩和と言うかですね、そうした位置づけと理解するものなのか、それとも物価高騰対策として独立した単年度で支援であるかということ、ちょっとしっかり聴こうと思いましたが、午前中から話を聞いておってですね、この辺はとにかく物価高騰対策としてやっていくんだと、ということをお伺いしましたので、もうあと2点なんですけれども、もう1点はですね、補助対象の公平性。ずっと公平性の話は出ておるんですけど、私が思う公平性の中には基本料金と従量制にした中において、これは公平性をもうすでに担保されておるのかなというふうに理解しておりますけど、今回のこの重点支援地方交付金の交付にあたってですね、未使用世帯ですとか、要は水道を使ってないよとか、それから対象外世帯、それに対する対応についてちょっとお伺いしますが、水道料金への補助はですね、申請不要で迅速にかつ効果が及ぶという点においては、これはもう一定の合理性があるんだなという事は感じております。しかしその一方で簡易水道を契約していない世帯ですとか、空き家や未使用世帯、それから集合住宅等で水道料金が一括管理されている世帯など、補助の対象恩恵を受けにくい世帯が存在することも想定されております。他の自治体を調べてみますと、こうした人達にですね、減免相当の商品券ですとかね、ごみ袋なんていうのを、町指定のね、ごみ袋なんかも配布するとかいうような事例もございました。町としてですね、今回の補助における対象外世帯への配慮や代替措置を検討しているのか、現段階で分かる範囲で結構ですのでお願いをしたいと。あと3点目はね、他の物価高騰対策との比較と今回の選択の理由ということについて1点お伺いします。本町でこれまで物価高騰対策として買物券の配布や生活者支援と地域経済の両立を図る施策も今までやってまいりました。また、今回同じ補正予算の中で子育て応援給付金として540万円の扶助費も計上されております。この中で水道基本料金の補助、それから商品券や給付金による直接支援、それから高齢者世帯への上乗せ支援といった複数の選択肢もある中で、今回水道料金に補助を選択したその理由とその効果をどのように評価しているのか、併せて今後の物価高騰対策での世代間でのバランス、子育て世帯と高齢者世帯なんですけど、どのように考えているのかをお伺い出来ればありがたいです。以上です。

議長（加藤彰男君）

町長。

町長（村上孝治君）

まず2点あった水道料金の基本料金の状況はですね、まず岡田議員がおっしゃられるとおりでありまして、住民の手間ゼロ最短でという状況でありますので今回追加の補正でお願いする部分。それからもう1つ、先ほど言いましたように、児童手当に回す2万円という状況で今回補正をお願いしたという状況であります。具体的にですね、その恩恵を受けてない、水道は今のところ細かいところまでの状況ちょっと持っておりませんが、普及率上で見ても90%以上超えていまして、水道がない、水道を使用していないところはですね、しっかり把握をしておかないといかんなかと思えますが、さほどないと思っておりますので、この辺の所はまずはですね、水道を引いておる方が圧倒的に多いので、そういう状況の中で基本料金の減免という状況で措置をさせて頂きたいと思えます。それからもう1つ、先ほど最後のところありますように物価高騰対策ということですが、先ほど副町長も答弁しておりますが、国から示されたメニューはたくさんございます。一応、それ例でありますのでそれに沿って我々も今年という状況、今年ですね、12月までという状況、まだわかりませんが、今皆さんで執行部側で今一生懸命知恵を絞っているところでもありますので、この状況を見てどういったものを選択するかというところをしっかりと練り上げて、年が明けてからですね、またご相談と言いますかご報告等頂いてですね、予算化していかなければ執行できないという状況であります。しかしながら、いまいま国が決めたので、短期間でその3か月間にやれるという状況はないと思えますので、しっかりとその辺のところを踏まえて、先ほど言いました総額の範囲内若しくはそれに一般財源を加えるか別としてですね、しっかりと練ってですね、またお願いをしたいと思えます。従いまして、それぞれにおいて、何と言いますか議員各位におかれましてはこうしたものだという状況があれば教えていただきたいと思えますのでよろしく申し上げます。以上です。

議長（加藤彰男君）

他に答弁いいですか。

はい、岡田議員。

1番(岡田浩二君)

ありがとうございます。今回の補正予算、国のその物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金を活用し簡易水道の基本料金に対する補助を行うことになったと。これはエネルギーや食料品の、ちょっとここに書いてあるんですけども、食料品の価格上昇により家計や事業者の負担が増加している状況を受けて、一時的に生活の下支えを行う措置であるということに対して、町長の政治的判断と言うんですかね、判断でやることになったと。これは本当1つ正しい方向ではないのかなということを感じております。一方でその東栄町で令和8年から4月から水道料金の改定を予定しております。料金改定はですね、老朽化した施設の更新や将来に渡り水道事業を維持していくため必要な判断であり、今回の補助はこれを取り消すものではないということも理解をいたしました。後はその再三公平性の話もございますけれども、私自身としてはですね、料金的な公平性はとにかく担保できるものであるというふうに考えておりますけど、

たまたまさっきお話申し上げた水道を引いてない人ですとか、その集合住宅みたいなところに住んでおって基本料金がしっかりと判明できないというような部分はあるので、その辺の公平性についてはしっかりやっていただきたいと思います。以上で終わります。

議長（加藤彰男君）

他にございませんか。

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

はい、お尋ねいたします。7ページの営業収益の660万円の減額、簡易水道基本料金を2026年1月から3月分について無償にするという予算が示されたものについてお尋ねいたします。まず2つですね、どのような効果を狙っているか改めてお伺いいたします。そして2点目、2026年4月に値上げが行われることとなりますけれども、2026年4月分以降にも減免を継続する考えがあるか伺います。先ほど質疑でお答え頂いたようにですね、この交付金、残額が7千万円を超えてあるものですが、これが来年度も活用ができるということでもありますから、今激変緩和措置としてこのお金を活用するということが住民の皆様から求められる施策であると思うんです。ご決断いただきたいと思います。認識を伺います。

議長（加藤彰男君）

はい、生活環境課長。

生活環境課長（伊藤仁寿君）

最初のどのような効果を狙っているかですが、今回は物価高騰対策としてできることから支援をしていく事が急務と考えておりますので、まずは水道料金の3カ月分の基本料金を免除するものになります。4月以降に減免を継続する考えはあるかということですが、現時点では検討はしておりません。

議長（加藤彰男君）

はい、浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

はい、ありがとうございます。現時点で来年4月以降の減免を継続するかどうか検討がないと、行わないということだと思いますけれども、せっかくこれだけの交付金があるのですから、皆さんが本当に困る水道料金についてぜひ役立てて頂きたいというふうに思うんです。そしてですね、4月以降に仮に減免を継続しないということになったら、住民生活にはどのような影響があるのかちょっと想像してみますけれども、1月から3月までは水道料金が安いと、無料になる方も多くおられるはず。使用水量が1カ月に10^m³未満の方については無料になりますよね。3カ月無料で過ごした後で2倍の値上げが襲ってくると。それは果たして物価高騰対

策として適切なんでしょうか。どのように住民に対してですね、今はほとんど無償だけれども来年から2倍だよと説明していくのかちょっとお尋ねしたいんですけども、この値上げと今回の無償化かですね、関係がないという事だと思うんですけども、だとしたらなおさらですね、値上げに関する丁寧な説明が求められると思うんです。本日お示し頂いた資料ですね、未定稿というものですが、見て大変驚きまして大きな額での減額をしてもらっている、その翌日には2倍の値上げ、最大2倍の値上げがくるという中でですね、このような説明では非常に分かりにくいと思うんです。関連質問になるかと思いますが、この減免措置そして値上げを受けてですね、丁寧な説明を求めたいという事でお尋ねいたします。この資料ではですね、東栄町だけが極端に低い料金、全国的に稀な安さ、値上げ後もなお周辺自治体と比較して安価、あまりに低い料金水準このように水道代がとても安いんだということが書かれているんですけども、私の生活実感であり、また他の自治体と比べてですね、そのような事例というのは単純に言って口径の大きい契約者若しくはとてもたくさん使っている契約者に限られると思うんです。これ一般の町民に説明する資料としては適切じゃないと思うんですけども、このような仕方でも住民に対しても説明していくのか、私は実態に即した資料であるべきだと思うんですけども認識を伺います。

議長（加藤彰男君）

いいですか。関連ということですが、答弁の方ありますか。

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

今の方の質問につきましては関連という事でございますが、これは先ほど未定稿という形で出されて頂いたものでありますので、今後はですね、それはどういうふうにしていくかというのは、私どもいろいろ考えていきたいと思いますが、今の現段階ではお答えする事はございません。それから前段の4月以降の話、先ほど検討はしてないと言いましたが、まだほとんどのことが検討されていないです、正直な話。まだ今予算が通ったぶんです。ただ今すぐ、先ほど言ったように、今すぐできることは何かと考えた時に、本日議会の最終日でありますので、是非ともここで出してですね、すぐできることということで3月までのものをした訳です。ですから、今後やはりそのことを含めて検討していく必要があると思いますし、先ほど総務課長がですね、本省繰り越しもできるという話もさせて頂き、翌年にですね、それはこのことは国の方から出てきたのは16日です。一昨日の話です。ですから、我々もこの予算を作っている段階では、まず3月までに何ができるかも含めて、7,600万円そこも含めて多分本省繰り越しということも可能性としてあるんだろうなという中でも作ってますが、確実なものではありません。ですから4月以降の事はまずはまだ検討してないということは、そういうことです。ですから今後検討していく中に、やはりこの水道料金のことも当然選択肢としては含まれてくると思いますので、そういった意味合いで捉えて頂ければと思います。決して我々は4月以降のこと、さっき浅尾議員が言われたように何も考えていないよとか2倍になるよとかそのギャップをで

すね、生むなんてことは考えてないです。ですから、せっかくの重点交付金ですのでそういうことも含めて選択肢として含めて検討はしていきたいなと思っております。以上です。

議長（加藤彰男君）

町長。

町長（村上孝治君）

未定稿の状況ですが、これ今日お配りしたのでしっかり読んでいただければわかると思いますが、非常に理解を頂けないのは悲しいと思っておりますが、今までの20年の過去の経緯等を見ていただければ分かるように、今までの非常に安いなかで来てまして、我々は一生懸命その状況で過去からですね、水道もそうですが整備をしてきた訳ですが、水道事業そのものも、何回も言うように全て10分の10、国から補助金を国からくれるわけではありませんし、その裏負担が全部掛かっている訳で、そういったことも含めて頂くと、先ほど岡田議員も言われたように料金だけを見ますと、確かに増えた状況、いわゆる基本料金から従量制にしたという状況からの状況だと思っておりますが、そういったことも理解して頂いて少しそういう状況を確認いただければと思っておりますので、まだ未定稿でありますので数字等間違っている所はしっかり直したいと思っておりますし、今後この間も言いましたように来週ですか、来週区長会もありますので、しっかりその状況の中で説明もしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

議長（加藤彰男君）

はい、よろしいですか。はい、他によろしいですか。

以上で質疑を打ち切ります。

続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり。）

討論なしと認めます。

これより議案第82号の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり。）

異議なしと認め、議案第82号は原案のとおり可決されました。

----- 閉会中の継続審査 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第25、「議会運営委員会の閉会中の継続審査について」を議題といたします。議会運営委員長から次期定例会の会期日程等議会運営に関する事項及び諮問に関する事項について、会議規則第73条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。閉会中の継続審査をすることにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり。）

異議なしと認め、議会運営委員長からの申し出の閉会中の継続審査を決定いたしました。

----- 閉会 -----

議長（加藤彰男君）

以上で本定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。会期中の議員、執行部さらに常任委員会傍聴も含め中学生の皆さんや町民の皆様のご協力に心よりお礼申し上げます。

以上をもちまして令和7年第4回東栄町議会定例会を閉会いたします。